

大阪府立阪南高等学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は大阪府立阪南高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は本部および同会の運営をサポートする事務局を以下に設置する。
- 1 本部を大阪市住吉区庭井町2丁目18番81号大阪府立阪南高等学校内に置く。
 - 2 本会の事務局を大阪府立阪南高等学校本部内に置く。

第2章 会員

- 第4条 本会は次の会員をもって構成する
- 通常会員 母校卒業生または母校に在学したもので役員会の承認を得たもの。
- 特別会員 母校現職員および旧職員
- 名誉会員 母校または本会に関係のあったもので、役員会の推薦を受け総会の承認を得たもの。

第3章 事業

- 第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う
- 1 会報の発行および会員名簿の管理およびウェブサイトの管理。
 - 2 母校発展のための協力。
 - 3 その他必要と認める事業。

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 名誉会長 1名 母校現校長
- 会長 1名 役員会の推薦指名により総会の承認を得るものとする。但し、立候補を妨げない。立候補は総会開始10日前までに役員会に届出、総会において選出、決定する。
- 副会長 4名以内 会長と同様とする。
- 会計 1名 通常会員より選出する。
- 理事 10名以内。通常会員または特別会員から役員会の承認で任命する。
- 会計監査 1名 通常会員より選出する。

- 第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の決議により、会長が委嘱する。
- 第8条 役員の仕事は下記のとおりとする。
- 名誉会長 本会の運営に参画する。
- 会長 本会を代表し会務を総理し、また必要あるときは各会議を召集する。
- 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、その仕事を代行する。また各会議の議長となり、会議執行の任にあたる。同窓会の経理及び決算を総括する。
- 会計 本会に関する収支報告を作成する。
- 理事 会務の運営にあたる。
- 会計監査 会計年度末に歳入歳出を点検し、会計状況・会計書類の詳細を調査して 総会に報告する
- 顧問 会長の諮問に答える。
- 第9条 役員の仕事は総会により選出、決定された翌年の4月1日から2年間とする。但し再任を妨げない。

第5章 幹事

- 第10条 各期より1クラス2名程度の幹事を選出する。
- 第11条 相当数の会員ある地方は、適宜幹事をおいて支部を組織して、本部との連絡を保つこととする。
- 第12条 幹事は、主として各期の連絡にあたる。

第6章 資産および会計

- 第13条 本会の資産は基本財産にする。基本財産は積立金および会員または会員外からの寄付、会費及びその他の収入とし、基本財産以外の資産は普通財産とする。
- 第14条 本会の基本財産の使用にあたっては総会の承認を必要とする。
- 第15条 会費は終身会費5000円を通常会員のみから徴収する。卒業5年を経過した翌年からの年会費を一口1000円とする。
- 但し、年会費の未納を以って会員の資格を喪失しない。
- 第16条 特別の費用を要するときは、臨時会費を徴収することができる。
- 第17条 本会の財産の管理は役員会がこれにあたる。
- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会議

- 第19条
- 1 本会の会議は、総会および役員会とする。
 - 2 総会は一般会員への告知の上、年1回開催し、次の議題について会員の承認を得るものとする。なお、開催の告知は事務局が別途これに当たる。
 - 1 役員選出
 - 2 前年度決算報告
 - 3 前年度会計監査報告
 - 4 本年度予算案
 - 5 事業計画
 - 6 事業報告
 - 7 その他必要事項

- 3 臨時総会は、会長および役員会において必要と認めるとき、又は通常会員150名以上の要求があったときは、会長はこれを召集するものとする。
- 4 総会は、会長、事務局1名および6条の役員の3分の2以上の出席を持って成立する。なお、会長が不在の場合、副会長がその任に当たる。
- 5 総会および役員会における議決は、出席会員の過半数をもってする。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 6 会議の招集は、会長の指示を受け、事務局がこれに当たる。
- 7 会議の議長は、役員の中より会長が指名する。
- 8 会長、名誉会長は議決権を持たない。
- 9 会議議事録は、事務局が作成し、保管する。

第20条 役員会は第6条に規定する役員（但し、名誉会長、会計監査を除く）半数の出席をもって構成し、本会運営に関する事項の協議にあたり年1回以上開催する。

第8章 会則変更

第21条 会則の変更は役員会の協議を経て総会に諮り決定する

第9章 雑則

第22条 会員は住所・氏名その他身上に異動を生じた場合はそのつど本部に報告しなければならない。

第23条 本会則の規定以外の必要事項は、役員会において処理する。

第24条 本会事務局の事務経費、報酬、役割等については別途定める。

	版	制定、改正日	理由
制定	初版	昭和37年6月10日	初版制定
改正	1版	昭和44年5月18日	
改正	2版	昭和50年5月18日	
改正	3版	昭和51年5月16日	
改正	4版	平成 4年3月16日	
改正	5版	平成22年10月30日	
改正	6版	平成27年11月07日	会費集金方法の変更
改正	7版	平成29年5月20日	本部、事務所の所在地明記 理事会の項削除 総会の成立、議決要件の明確化 役員の定義の明確化